介護サービス情報の公表システム等について

1. 介護サービス情報の公表システムについて

「介護サービス情報の公表」制度とは

利用者自身が介護サービス事業所を比較検討しながら適切に選択できるよう、情報提供の しくみとして導入された制度です。介護保険法により、原則として全ての介護サービス事業 所・施設には、サービス内容や運営状況など利用者の選択に資する情報を公開することが義 務付けられています。

○事業所にとってのメリット

- ① 公表を前提として、毎年継続的に自らのサービス提供の状況を利用者の視点でチェックすることができます。
- ② 公表されている情報と、実際のサービス提供が常に比較されますから、「利用者の視点」が、より強く意識されることになります。
- ③ 公表されている情報について、経営者、管理者、介護従事者はもとより、利用者や家族、及び外部の関係者とも情報を共有することができます。
- ④ 自分たちの取り組み状況を他の事業者の取り組み状況と比較することができ、サービスの改善につなげられます。
- ⑤ 運営主体が都道府県であり、公正・公平な条件のもとでの事業所の PR が可能です。

○ケアマネジャーにとってのメリット

- 事業所の比較検討を行うのに必要な客観性の高い情報を収集することができます。
- ② 利用者と同じ情報を共有できるので、より利用者のニーズに沿ったケアプランの作成を支援することができます。
- ③ ケアマネジャーはケアプランを作成するだけでなく、事業所のサービスの質に関してもしっかりと管理していく責任があります。事業所の情報を利用者と共有することで、サービスの質について管理することができます。
- ④ ケアマネジメントの過程で利用者と事業者の間で何か問題が発生した場合、利用者と共有できる客観的な情報をもとに説明することができます。

平成30年4月上旬に、平成29年度のデータの確定作業を行いますので、データ変更の必要がある事業所は、<u>平成30年3月31日(金)までに事業所情報を入力し、「提出する」</u>をクリックしてください。

平成30年度の本システムへの情報の入力については別途通知しますので、各事業者においては同報メール等を確認していただき、通知が届き次第必ず入力するようにしてください。

なお、介護サービス情報の公表制度については介護保険法第115条の35第1項により、 介護サービス事業者は「介護サービス情報」を知事に報告することが義務付けされており、 これに従わない場合は、指定の取消しを含めた行政処分の対象となりうることを申し添えま す。

2. 介護保険電子メール同報配信システムについて

介護保険等に関する香川県からの情報は、原則、介護保険電子メール同報配信システム(以下「同報メール」という。)で行い、個別に郵送することはありませんので、必ず事業所ごとにメールアドレスの登録をお願いします。

なお、メールの中には特定のサービスに限って配信することもありますので、同一法人で 複数のサービス事業所がある場合であっても、必ずサービスごとに登録をお願いいたします。

3. 変更届

(1)変更届の提出が必要な事項

次の項目について変更があるときは、原則 10 日以内に変更届出書を提出してください。

- ① 事業所(施設)の名称
- ② 事業所(施設)の所在地
- ③ 主たる事務所の所在地
- ④ 代表者(開設者)の氏名、生年月日、住所及び職名
- ※⑤ 定款・寄附行為等及びその登記事項証明書・条例等(当該事業に関するものに限る。)
 - ⑥ 事業所(施設)の建物の構造、専用区画等
 - ⑦ 備品(訪問入浴介護事業及び介護予防訪問入浴介護事業に限る。)
 - ⑧ 事業所(施設)の管理者の氏名、生年月日、住所及び経歴(介護老人保健施設を除く。)
 - ⑨ サービス提供責任者の氏名、生年月日、住所及び経歴
 - 10 運営規程
 - ⑪ 協力医療機関又は協力歯科医療機関
 - 12 事業所の種別
 - (3) 提供する居宅療養管理指導及び介護予防居宅療養管理指導の種類
 - (4) 事業実施形態(本体施設が特別養護老人ホームの場合の単独型・空床利用型・併設型の別)
 - (15) 入院患者又は入所者の定員
 - ⑥ 介護老人福祉施設、介護老人保健施設、病院等との連携・支援体制
 - ① 福祉用具の保管・消毒方法(委託している場合にあっては、委託先の状況)
 - ⑱ 併設施設の状況等
 - (19) 役員の氏名、生年月日及び住所
 - ② 介護支援専門員の氏名及びその登録番号
- ※⑤は該当事業実施の根拠を定める条項に変更があるときに限り届出を要することに注意。
 - 必要な例)実施事業が増えたため、当該事業について定める条項が第2条第1項第5号から 第2条第1項第6号へと変更になった。

不要な例)社会福祉法の改正により定款に定める理事会に関する事項について変更した。

(2) 提出書類

- ① 変更届出書(第3号様式)
- ② その他必要な添付書類
 - ※(変更届(第3号様式)添付書類一覧)を参照してください。

各種様式等掲載場所「かがわ介護保険情報ネット」

http://www.pref.kagawa.lg.jp/choju/kaigo/jigyosya/youshiki/index.html

介護サービス事業所 管理者 様

香川県健康福祉部長寿社会対策課長 (公印省略)

平成29年度「介護サービス情報の公表」制度の基本情報 及び運営情報の報告について(通知)

日頃から本県の介護保険行政に御協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

標題のことにつきましては、別添のとおり平成29年度「介護サービス情報の公表」制度にかかる報告・調査・情報公表計画を策定し、本年度の制度を運用することとしましたので、下記により9月30日(土)までに入力をお願いします。

なお、標題の報告については、※介護保険法(平成9年法律第123号)第11 5条の35の規定に基づくものです。

記

1 情報の報告

- (1) 事業所においては、WEB上の「介護サービス情報報告システム」により報告 するものであるが、報告システムには、別紙のページからログインすることがで きる。
- (2)報告システムを利用する際には、ID及びパスワードが必要となる。これらについては、既に事業所あてに配付済みである。
 - IDは事業所番号とする。
 - ② パスワードについては、初期パスワードとして配付しており、事業所において、直ちにパスワードを変更すること。
 - ③ ID及びパスワードについては、事業所において厳重に管理すること。
- (3) 入力方法については、上記1 (1) で示しているページにある「・介護サービス情報報告システム 事業所向け操作マニュアル」等を確認の上、入力すること。なお、平成29年度中にパスワードを配付した事業所については、基本情報のみ入力するよう設定している。
- (4)提出する手順は以下の通りである。
 - ① 調査票メニューの「記入メニュー」ボタンをクリックする。
 - ② 「提出までの流れ」にある、「提出する」ボタンをクリックする。なお、入力 力必須の調査表が未記入の場合、「提出する」ボタンがクリックできない。
 - ③ 提出確認画面が表示され、「提出する」ボタンをクリックし、提出完了。
 - ④ 「登録状況確認」の状況欄等が「提出済」となっていることを確認すること。

(5)報告内容に不備がある場合は、報告内容を差戻ししている場合がある。この場合、「介護サービス情報報告システム」の調査票メニューの「記入メニュー」ボタンをクリックし、「登録状況確認」の状況欄が「差戻し」と表示されている。 差戻し内容を訂正し再提出すること。

2 公表事務

県において、報告を受けた内容を受理後、「香川県介護サービス情報公表システム」において公表する。

記入漏れ等がない場合は、報告内容がそのまま公表されることから、<u>事業所にお</u>いて正確に入力すること。

なお、<u>記載内容に変更があった際は、適宜変更すること。</u> (ただし、運営情報については、事業所において公表後の修正が行えない仕様となっているため、修正が必要な場合は、下記の問い合せ先まで連絡すること。)

※ 介護保険法第 115 条の 35

第百十五条の三十五 介護サービス事業者は、指定居宅サービス事業者、指定地域密着型サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、指定介護老人福祉施設、指定介護予防サービス事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者若しくは指定介護予防支援事業者の指定又は介護老人保健施設の許可を受け、訪問介護、訪問入浴介護その他の厚生労働省令で定めるサービス(以下「介護サービス」という。)の提供を開始しようとするときその他厚生労働省令で定めるときは、政令で定めるところにより、その提供する介護サービスに係る介護サービス情報(介護サービスの内容及び介護サービスを提供する事業者又は施設の運営状況に関する情報であって、介護サービスを利用し、又は利用しようとする要介護者等が適切かつ円滑に当該介護サービスを利用する機会を確保するために公表されることが必要なものとして厚生労働省令で定めるものをいう。以下同じ。)を、当該介護サービスを提供する事業所又は施設の所在地を管轄する都道府県知事に報告しなければならない。

(中略)

(中略)

- 4 都道府県知事は、介護サービス事業者が第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は前項の規定による 調査を受けず、若しくは調査の実施を妨げたときは、期間を定めて、当該介護サービス事業者に対し、その報告を行い、若し くはその報告の内容を是正し、又はその調査を受けることを命ずることができる。
- 6 都道府県知事は、指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者若しくは指定介護予防サービス事業者又は指定介護老 人福祉施設若しくは介護老人保健施設の開設者が第四項の規定による命令に従わないときは、当該指定居宅サービス事業者、指 定居宅介護支援事業者、指定介護予防サービス事業者若しくは指定介護老人福祉施設の指定若しくは介護老人保健施設の許可を 取り消し、又は期間を定めてその指定若しくは許可の全部若しくは一部の効力を停止することができる。

【問い合わせ先】 香川県健康福祉部長寿社会対策課 在宅サービスグループ 担当 宮本、板本 電話 087-832-3269 FAX 087-806-0206

地域密着型通所介護事業所向け留意事項

① ログイン画面での「サービス名」については、「780 地域密着型通所介護」を 選択して下さい。

(平成28年3月31日までに指定を受けた通所介護事業所のうち、平成28年4 月1日をもって地域密着型通所介護事業所に移行した事業所を含む。)

② 上記の下線部に該当する事業所において、ログイン後表示される「サービス名称」が「地域密着型通所介護」となっていることを確認して下さい。また、介護予防通所介護を一体的に運営している事業所については、地域密着型通所介護のみの報告となります。

介護サービス情報の公表システム

(介護サービス事業者入力ページ)

從来 HP http://www.pref.kagawa.lg.jp/choju/kaigo/

※今後、新 HP に移行の予定です



新 HP

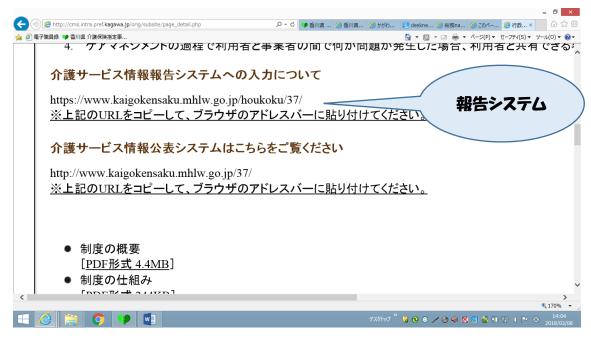
http://www.pref.kagawa.lg.jp/content/etc/subsite/choju/index.shtml



介護サービス情報報告システム



画面をスクロールする



従来のようにリンクしていないため、URL をコピーしアドレス検索後はお気に 入りやブックマークに登録しご活用ください

https://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp/houkoku/37/

検索すると 報告システムに移動する

ID、パスワードを入力し、サービスを選択してログイン情報記入し報告(提出)する



報告(提出)後、受理、公表されると介護サービス情報報告システムにアップされます(更新されます)

介護サービス情報の公表システム

(利用者向けページ)

從来 HP http://www.pref.kagawa.lg.jp/choju/kaigo/

※今後、新HPに移行の予定です



新 HP

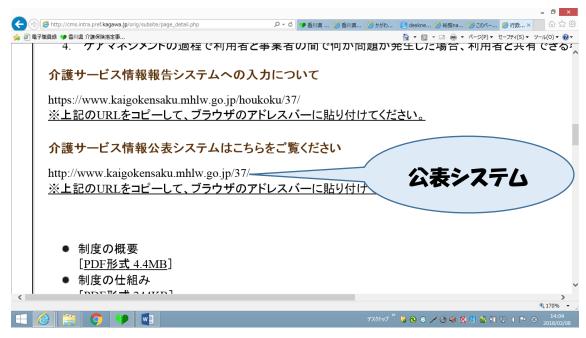
http://www.pref.kagawa.lg.jp/content/etc/subsite/choju/index.shtml



介護サービス情報報告システム



画面をスクロールする



従来のようにリンクしていないため、URL をコピーしアドレス検索後はお気に 入りやブックマークに登録しご活用ください

https://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp/37/

検索すると 公表システムに移動する

介護サービス情報公表システム



※ 今年度、介護事業所・生活関連情報検索は ※ サービス付き高齢者向け住宅情報システムとの連携 医療機能情報提供制度・薬局機能情報提供制度との リンクが実施されました

検索画面に移動

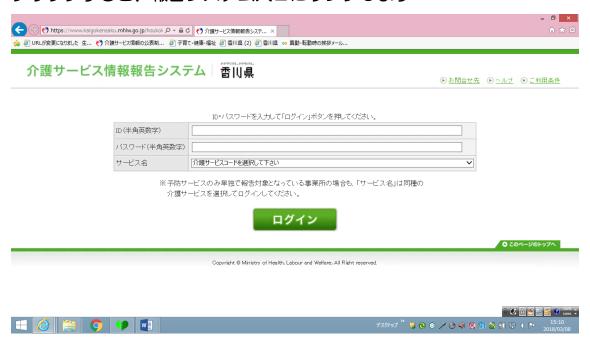


知りたい情報を条件に合わせて検索できます

また、 報告システム(事業所入力ページ)に入りたいときは 画面、右下に注目



クリックすると、報告システム入口にリンクします



今後の介護サービス情報の公表制度について

H26.3 護サービス情報の公表制度の現状把握及び今後の利活用方策に関する検討会

本検討会の目的 O

介護サービス情報の公表制度(以下、「情報公表制度」という。)の現状と課題を把握するとともに、2025年を目途とした<u>地域包括ケア</u> <u>ソステム構築へ向けた取組の推進に向けて、今後の情報公表制度の利活用方策</u>について検討を行う。

地域包括ケアシステム構築に向けた施策との連動

地域包括ケアシステムの実現を情報提供の面から推進するため、介護 サービスとともに、その他の多様な地域資源の情報とを一元化し、介護 サービス情報公表システムを活用して、地域包括ケアシステムに関連す 情報を一体的に発信すべき O

利用者のサービス選択支援に向けた取組の推進

2.

本制度がより利用者の介護サービス選択を支援できる制度となるため、 前回の制度改正で都道府県の裁量で公表を行うことのできる情報が追加さ れたことや、関連する他施策の動向等を踏まえ、利用者のサービス選択を 支援する情報の充実や提供方法の改善を図るべき O

世 ▣ 力

- 高齢者の総合相談から介護サービス等の利用の 高齢者の在宅生活を支える生活支援や社会参加 起点となる地域包括支援センターの情報を追加 0 0
- 地 Ó 力

に関する情報を追加

- ・サービス選択を支援する機能の充実(事業所の特色の充実、比較・検討するための情報提供方法の改善等) の対 利用者のための情報の「見える化」
 - ・従業者に関する情報提供の円滑な実施 ・キャリア段位等、事業所の主体的な取組に関する情報

※その他、提供されるサービスの透明性確保の観点から、情報公表制度を活用して法定外の宿泊サービスの情報を公表

3.情報公表制度の利活用を促進

国民の求める情報や介護等が必要となる利用者層は、時代とともに変化し入れ替わっていくことを踏まえ、現役世代を含めた制度の継続的な普及・啓発と情報公表システムの定期 的な見直しを行っていくべき O

甡 力

継続的な普及・啓発の推進 ・サービス利用手続の中で行う効果的な普及・啓発

O

- ・病院待合室や市役所窓口等で行う高齢世代になる前からの普及・啓発 <u>・地域包括支援センターにおける情報公表システムの利用支援</u>
 - 時代のニーズに応じたシステムの構築 ・情報の見せ方・可視化のエ夫
- (情報の入口 (概要情報) の工夫、スマートフォンの活用、

グラフ・チャートの活用等)

画像

これらの方向性に沿った見直しを実施することで、

能を強化するとともにサービス選択に貧する情報を充実させることで、国民の適切なサービスの選択を促進 一元的に映し出しながら情 域包括ケアシステムに関連する地域資源を-情報発信機

今後の介護サービス情報公

地域包括ケアシステム構築に向けた 裾形との画

高齢者の総合相談から介護サービス等 高齢者の在宅生活を支える生活支援や の利用の起点となる地域包括支援セン ターの情報を追加 O 0

社会参加に関する情報を追加

利用者のサービス選択支援に向けた

・キャリア段位等、事業所の主体的な取組に関 利用者のための情報の「見える化」の支援 ・サービス選択を支援する機能の充実・従業者に関する情報提供の円滑な実施 する情報の充実 0

時代とともに介護等を必要とする世代は 入れ替わっていくことから

現役世代を含めた継続的な普及・啓発

0

- 時代のニーズに対応したシステムとな の推進 0
 - るよう定期的に改善

事業所の情報発信機能を強化するとともにサービス選択に資する情報を充実させることで、国民の適切なサービスの選択を促進 地域包括ケアシステムに関連する地域資源を一元的に映し出しながら情報提供 1

<見直しにより目指す効果> (制度の主な利用者)

介護サービス以外の地域資源に関する情報の充実 により、住み慣れた地域で在宅生活を続けるために 必要な情報を一体的に取得・活用 ○ 比較・検討するための情報の充実等を通じて、よ り自分にふさわしいサービスを自らが選択。 0

出田

- 取組等の情報発信機能を積極的に活用し、利用者の 事業所の運営理念やサービス提供に向けた独自の 従業者に関する情報発信に主体的に取り組むこと サービス選択を支援 0 O
- 元的に把握できるため、総合相談やケアマネジメン 多様な主体が提供する生活支援等のサービスが ア等で活用 Ö

介護支援専門員

面可包含大家

かシター・

上と人材確保にも寄与

事業の・権限

体的に把握できるため、地域包括ケアシステムの構築へ向けた取組をさらに推進するとともに、地域の事業所間の連携体制を構築 多様な地域資源の整備状況を「見える化」し、 O

自治体

サービス付き高齢者向け住宅情報提供システム

○ 医療機能情報・薬局機能情報提供制度○ サービス付き高齢者向け住宅情報提供

他の公的情報提供サービスとの連携



事務連絡

各介護保険指定事業者 様

香川県長寿社会対策課 在宅サービスグループ

介護保険電子メール同報配信システムに係る メールアドレスの登録について

平素は、本県高齢者福祉行政の推進につきまして、格別のご理解とご協力をいただき厚く お礼申し上げます。

さて、本県においては、即時に情報を伝達し、事務の簡素化を図るため、メールアドレスを登録した事業所に対して、「介護保険電子メール同報配信システム」にて電子メールを活用した介護保険等に関する情報提供や説明会の開催案内等を配信しております。

つきましては、同システム趣旨をご理解のうえ、メールアドレスを登録いただきますよう、よろしくお願いします。なお、今後県からの連絡は同システムのみとなります。(郵送等による通知は原則行いません。)また、登録のできない場合は別途対応いたしますので下記連絡先まで連絡してください。

記

1. 登録·登録解除方法等

登録、登録解除は「かがわ介護保険情報ネット」にて行います。

かがわ介護保険情報ネット: http://www.pref.kagawa.lg.jp/choju/kaigo/

登録・解除画面: https://www.kagawa-kaigo-douhou.jp/entry/

2. 注意事項

- ・メールアドレスの登録は事業所番号のある各事業所毎に3つ以内とします。
- ・事業所等からの県長寿社会対策課への質問等は、本システムにより配信された電子メールに返信せず、従来どおり電話、FAXによりお願いします。

3. 連絡先

香川県長寿社会対策課 在宅サービスグループ 宮本・板本 TEL:087-832-3269 FAX:087-806-0206

介護保険同報配信メールアドレス登録

(同報システムメンバー登録)

從来 HP http://www.pref.kagawa.lg.jp/choju/kaigo/

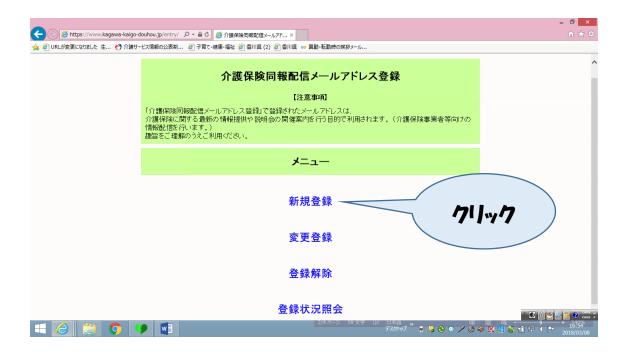
※今後、新 HP に移行の予定です



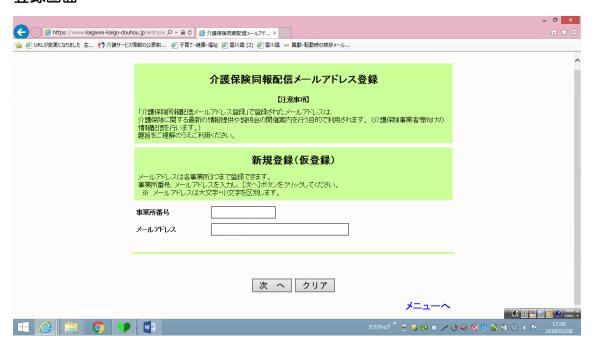
新HP http://www.pref.kagawa.lg.jp/content/etc/subsite/choju/index.shtml



https://www.kagawa-kaigo-douhou.jp/entry/



登録画面



メールアドレスは各事業所3つまで登録できます

高松市社会福祉施設等の人員、設備、運営等の基準等に関する条例の制定における独自基準について

中核市の条例で定める基準については、厚生労働省令で定める基準に従い定めるもの(以下「従うべき基準」という。)、厚生労働省令で定める基準を標準とするもの(以下「標準」という。)、厚生労働省令で定める基準を参酌するもの(以下、「参酌すべき基準」という。)に区分されました。本市では、「従うべき基準」および「標準」につきましては、厚生労働省令と同様ですが、「参酌すべき基準」の一部について、次のとおり独自基準を加えております。

1 特別養護老人ホーム等の居室定員(第3条第2項)

特別養護老人ホーム、指定介護老人福祉施設及び指定地域密着型介護老人福祉施設の居室の定員について、現行の「4人以下」から「1人」に省令改正されたが、利用者の希望について調査を行った結果を踏まえ、「4人以下」とする。

2 ユニット型施設の入居定員(第3条第2項)

現行基準では、「おおむね10人以下」と規定されているが、市内の施設が10人以下であることを踏まえ、「おおむね」を削除して「10人以下」と定める。

3 記録の整備(第3条第2項)

入所者等に対する処遇又はサービスの提供に関する記録等の保存期間について、現行基準では「2年間」と規定されているが、介護報酬等の適正な取扱い(過払い発生時の対応等)やサービス向上の観点から、保存期間を「5年間」に延長する。

4 非常災害対策の具体的計画の掲示義務(第4条)

社会福祉施設等の設置者等(設置者若しくは開設者又は当該事業を行う者をいう。以下同じ。)は、非常災害対策に関する具体的な計画を作成し、施設又は事業所の見やすい場所に、 その概要を掲示しなければならない。

5 災害時における他施設との連携・相互応援体制の整備(第5条)

社会福祉施設等の設置者等は、非常災害時の入所者又は利用者(以下「入所者等」という。)の安全の確保を図るため、あらかじめ他の社会福祉施設等相互間及び県、市町、関係機関、地域住民等との連携協力体制を整備するよう努めなければならない。

6 研修機会の確保(第6条)

社会福祉施設等の設置者等は、職員又は従業者の資質の向上のために、毎年具体的な研修計画を作成し、当該研修計画に基づき全ての職員又は従業者に対して研修を実施し、当該研修の結果を記録するほか、職員又は従業者の研修の機会を確保しなければならない。

7 福祉サービスにおける外部評価等の実施(第8条)

- (1) 社会福祉施設等の設置者等は、自ら当該社会福祉施設等に係る業務の質の評価を行い、常にその改善を図るよう努めなければならない。(※現行基準でも義務付けされている。)
- (2) 社会福祉施設等の設置者等は、当該社会福祉施設等に係る業務の一層の改善を進めるため、定期的に外部の者による評価を受けるよう努めなければならない。(※(予)認知症対応型共同生活介護事業所については、現行基準でも義務付けされている。)

8 給食における地産地消の実施(第9条)

社会福祉施設等の設置者等は、食事を提供する場合は、入所者等の特性に配慮しつつ、県内で生産された農林水産物及びこれらを県内で加工した食品(当該食品を原材料とするものを含む。)を積極的に使用するよう努めなければならない。

9 地域との連携および災害時における要援護者の受入れ(第15条)

特別養護老人ホーム及び介護老人保健施設は、その運営に当たって、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図るとともに、災害時において要援護者を受け入れるなど、地域の高齢者福祉の拠点となるよう努めなければならないものとする。